

(平成28年3月1日改定版)

村上市排水設備設置基準

村上市上下水道課

○村上市における指定工事店証について

「村上市排水設備等指定工事店一覧表」のとおり、市としての指定番号を振り直しました。
(指定期限 平成29年3月31日)※一部期限の異なる指定工事店があります。

○村上市における各申請書について

市における申請書等は、ホームページからダウンロードいただくか、本庁及び各支所にご連絡ください。

○申請等の提出について

排水設備等計画確認申請書は、本庁及び各支所いずれでも提出可能ですが、確認書は設置場所が所在する旧市町村を受け持つ本庁及び各支所で発行しますので、工事着手予定日までの間に余裕を持って早めに申請してください。

排水設備等工事完了届及び使用開始届は設置場所が所在する旧市町村を受け持つ本庁及び各支所で受付し検査を行いません。

【問い合わせ先】

- | | |
|---|-----------------|
| 〒959-3492 村上市岩船駅前56
村上市上下水道課(神林庁舎内2階) | 電話 0254-66-6193 |
| 〒958-8501 村上市三之町1-1
村上支所村上水道事務所(市役所本庁1階) | 電話 0254-53-3340 |
| 〒959-3192 村上市山口444
荒川支所産業建設課(支所1階) | 電話 0254-62-5273 |
| 〒958-0292 村上市岩沢5611
朝日支所産業建設課(支所1階) | 電話 0254-72-6884 |
| 〒959-3993 村上市府屋232
山北支所産業建設課 | 電話 0254-77-3115 |

村上市排水設備設置基準及び運用

屋内外にかかる排水設備の設計施工にあたり下水道条例、同施行規則、村上市排水設備設置基準を遵守し、適切な施工に努めていただきたい。特に事前調査は入念に行なっていただきたい。なお、これによらないものは、新潟県下水道公社発行「下水道排水設備工事責任技術者講習用テキスト」を参考とする。

(1) 污水管の内径及び勾配

汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下のものの内径は、75mm以上とすることができる。

污水管の内径と勾配

排水人口（人）	排水管の内径（mm）	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

上記以外に排水設備を設置する敷地の地形や既存施設の位置等により、基準の勾配が確保できないなどのやむをえない場合は、勾配を100分の1.0以上とすることができる。また特別な理由があると認めた場合には、別に指示する勾配にすることができる。

(2) ますの配置、構造、大きさなど

ますは、管渠の口径に応じ清掃及び維持管理に支障のない大きさとする。

① ますの最大間隔、設置個所について

排水管の延長がその管径の120倍を超えない範囲内において、排水管の維持管理上適切な箇所とする。設置箇所は、排水管の起点や終点、会合点、屈曲点及び管種や管径、勾配の変化点とする。

② ますの形状、寸法及び構造

ますの内径は、15cm以上とする。また、敷地と建物の関係でますを設置することができない場合は、ますに代えて清掃口を設ける。

③ ますの底部

汚水ます底部のインバートは半円形とするが、やむをえない場合は球形のインバートを設置することができる。

④ ますの材質について

ますは一般的に塩化ビニル製等の不透水性のものとする。

⑤ ますの蓋について

地表面が不明確な場合（外構工事の完成前に排水設備工事を検査する場合）の取扱いについて、現状のます深を平面図等に記載して提出する。外構工事完成後、大幅にます深に変更が生じた場合、図面を差し替える。

蓋の防護について、蓋を舗装されていない車庫や砂利道等に設置する場合は、コンクリートの巻き立て保護や防護蓋を用いる。

⑥ トラップについて

二重トラップとなる場合には、その間に有効な通気管を設ける。

⑦ 小口径インバートます

ア トイレ排水が起点の場合には、ストレート(ST)又は 45 度曲り(45L)を使用する。ただし、施工上やむを得ない場合には 90 度曲り(90L)を使用する。

イ 排水管径 100mm、125mm、150mm 等のトイレ排水との合流点には汚水の逆流を防止するため、45 度段差付合流 (45YS) を使用する。また、施工上やむを得ない場合又は管径 125mm 及び 150mm 等の場合は 45 度合流 (45Y) を使用する。

ウ 排水本管の合流点において逆流を防止する必要がある場合には、逆流防止効果のある 45 度段差付合流 (45YS) 及び左右段差付合流 (WLS) を使用する。

注：逆流防止効果 45YS>45Y>90YS>90Y

エ 排水管径が 125mm 以上の場合や会合本数が 4 本以上の場合については、ます深に関係なくます口径は 200mm 以上とすることが望ましい。

⑧ トラップます

ア 封水により、下水管内からの腐敗性ガス、虫類の屋内侵入を防止するため器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合は、トラップますを設置する。

a 既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合や既存の器具トラップが故障している場合。

b ますからの臭気の発散を防止する場合。

イ 器具トラップと二重トラップとしてはならない。(器具トラップを有する排水管にはトラップますを設置しない。) よって、衛生器具等を事前に調査する。

a 管トラップの上部には、必ず維持管理に必要となる清掃口を立ち上げる。

b 管トラップは、排水自身の流水で洗う自己洗浄作用をもつことが長所であるが、ガーデンパンを受ける場合については、流れてくるものが砂等停滞しやすい物であることや常に流水が望めないため原則使用しない。

c 管トラップは、比較的封水が破られやすいので小まめに給水するように使用者へ説明する。

d 2 本トラップ付インバートますは、ます深に関係なく維持管理がしやすいように、ます口径 200mm 以上を使用する。

⑨ ドロップます

上流と下流の排水管の落差が大きい場合はドロップますを使用する。

ア ドロップインバートの下部には、「大曲リエルボ」を使用する。

イ ドロップインバートの最小落差は、308mm 以上とする。

ウ ドロップインバートのます深さについては、流入口底部までをますと考え、それより下の部分については「排水管」と考える。また、合計は、2m 程度を目安とする。

(3) 排水管の土被り

排水管の土かぶりは、私道内では 600 mm以上、宅地内では 200 mm以上を基準とする。基準の土かぶりを確保できない場合や露出管又は、特別な荷重がかかる場合などはこれに耐え得る管種を選定するか、適切な材料で防護・保温を行う。

(4) 狭小地等での配管の留意点

町屋などの建物や敷地の構造等の理由により、通常屋外に配管すべきものが屋内にせざるを得ない場合、下記の条件のうちいずれかに該当することとする。

①床下集合配管システムを設置する

使用条件

- ・ 床下集合配管システムは、適切な口径(100mm 以上)・勾配 (集ますから一次側 100 分の 2 以上) を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をする。
- ・ 床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造である。
- ・ 床下集合配管システムは、保守点検、補修、清掃が容易にできるよう、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保する。

※前回の基準では検査対象外としていたが、今までの使用上問題がないとみられるため、今回の基準より検査対象とし、世帯員 (使用者) 立会いのもと、点検口にて起点の衛生器具から水を流して確認を行うこととする。

②排水管の起点や会合点、屈曲点に小口径インバートますか清掃口を設ける

屋内でも点検口を設け小口径のインバートますが設置できるものは上記各点に設置する。清掃口については、衛生器具脇に清掃口が付いているものについては、設けなくともよいこととする。(床排水や小便器で清掃可能のものについては清掃口を付ける必要はない) また、器具トラップが設置されており、そのトラップが容易に外れる場合は、清掃口を設けなくともよいこととする。

(5) 既設管等の使用に関する暫定的運用

現在設置されている既設管等が排水設備設置基準に合致しない場合は、基準どおりに改造する必要があるが、やむを得ない理由により申請者が申し出た場合は、下記の条件を満たすこと並びに責任技術者が既設管等使用にあたり責任を持って申請者への対応にあたることを前提に、既設管のままで暫定的接続を認め、当分の間改造を猶予することとする。

ただし、汚物 (大便器等からの排水) が混入する排水管は、その衛生器具の排水口管径以上のものに限る。

※主管となる部分の口径は最低 100mm以上で勾配が 100 分の 1 以上あること。これ以下の既設管の利用はできない。

① 既設管が下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設が損傷する恐れのない構造となっている。

- ア 汚水を円滑に支障なく流せる機能を有する。
- イ 耐久性を有している。

- ウ 汚水管に雨水や地下水が混入しない。
- エ 維持管理が容易である。

② 汚水管以外は排水設備設置基準に合致している。

- ア 汚水ますは密閉蓋でインバートが施工されている。
- イ 維持管理上必要な所に汚水ますが設置されている。
- ウ 上記が設置されていない場合は清掃口を設ける。

(衛生器具脇に清掃口が付いている、(床排水や小便器で清掃可能なものについては清掃口を付ける必要はない) また既設の器具を利用する場合については、容易に外れる器具トラップがある場合は設けなくともよいこととする)

③ 定期的に清掃を実施し、詰まりなどの支障が発生した場合、速やかに改造する。

④ 新築、改築時等には排水設備設置基準に合致した構造に改造する。

⑤ 確認申請図に既設管等(既設管等は点線で記載)の状況が分かるように記されている。

⑥ 確認申請書の備考欄に『責任技術者既設管等確認済み』とする旨記されている。

⑦ 排水設備完了検査で既設部分も確認するものとする。

なお、既に水洗トイレを使用しているもので、屋内で既設管等の勾配や構造を確認できない場合や、屋外で基礎コンクリート等と一体で固めてあるなど、既設管等の勾配や構造を確認できない場合も、上記③～⑥条件に既設管を利用した暫定的接続を認め、当分の間改造を猶予することとする。

ただし、屋内ではストレーナや器具トラップ等、屋外においてはトラップますや阻集器等が基準どおりに設置されていることを条件とする。

隠ぺい配管等で確認できない場合は市の各担当職員へ相談する。

この猶予は、既設管等の使用は下水道への加入促進を図る目的もあり、「軽微なもの(責任技術者がその施設を機能上問題がないと責任のもてる範囲)」で「将来的に改造する確約」を条件として暫定的に認めるもので、現段階では最良の方法で負担も軽減できると思われる場合に限り認める。安易にこれを運用せず、現地調査を十分行った上で、最終的な手段として捉える。

(6) 公共ますへの固着について

下水道工事により設置した公共ます(塩化ビニル製)の種類が複数あるため、排水設備の公共ますへの固着について次のとおりとする。

①流入側接続口付き公共ます

- ・ 原則、流入側接続口に排水設備を固着する。
- ・ 現場条件により流入側接続口に固着することが出来ないと思われる場合は、排水設備申請前に市の各担当職員と十分協議を行い、やむをえない場合に限り立管にホールソーにより穴を空け、止水性のある継手等を使用し固着することを認める。
- ・ 立管に接続する場合、排水管がますの内面に突き出ないようにし、排水管と継手等に段差が生じないようにする。
- ・ 立管への接続は1箇所とする。

- ・ 立管への接続により、公共ますの機能を妨げ、又は損傷した場合は原因者負担により改修等をおこなってもらうため、排水設備設置義務者に説明をおこなったうえで確認申請をおこなう。
- ・ 排水設備の改築等により固着位置が変更となる場合は原因者負担により立管を交換していただいている旨、排水設備設置義務者に説明をおこなったうえで確認申請をおこなう。

② フリーインバート公共ます(流入接続口なし)

- ・ 立管部にホールソーにより穴を空け、止水性のある継手等を使用し固直する。
- ・ 立管部に接続する場合、排水管がますの内面に突き出ないようにし、排水管と継手等に段差が生じないようにする。
- ・ 立管部への接続は1箇所とする。
- ・ ますの構造を理解したうえで固着をおこなう。特にますの底部への固着については注意する。

工事の変更について

排水設備工事の確認申請当初より工事の変更があった場合は、以下のとおりとする。

- ・ 申請当初の図面より軽微な変更の場合は、変更後の竣工図を完了届時に提出する。

軽微な変更とは

勾配、2～3m程度の配管延長やますの位置、屋内排水設備から屋外のますへ接続する排水横管の配置換え等。

大幅な変更の場合

申請当初の図面より大幅に変更がある場合は、施工前に排水設備等計画確認申請書を変更として変更後の平面図、縦断面図を添付して再提出する。

※工事完了検査において、工事完了届の添付書類と現況が一致しなかった場合、図面を再提出する。

なお、判断が困難な場合は、市の各担当職員へ相談する。

- ・ 平成20年5月29日（第一回改定）
- ・ 平成28年3月 1日（第二回改定）